

# ワンポイント会計基準

## vol.291 「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」の公表について

2024年2月26日に東京証券取引所より「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」が公表されました。今回は、その概要についてご紹介します。

### 1. 趣旨

プライム市場の上場会社における重要な会社情報について、可能な限り、日本語での開示と同時に英語でも同一の内容の開示を行うことで、海外投資家との情報の非対称性を改善し、海外投資家からの投資を呼び込み、対話を通じた企業価値の向上を目的としております。

### 2. 具体的な義務化の内容

項目 : 決算情報、適時開示情報  
想定される書類 : 決算短信、四半期決算短信、決算補足説明資料、すべての開示項目  
開示のタイミング : 日本語と同時  
留意事項 : 全書類・全文について同時開示することが望まれるが、日本語における開示の内容の一部又は概要を英語により開示することでも可

英文開示のタイミングは「日本語開示と同時」だが、例えば「発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合」や、「関係者等の調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合」で、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、日本語での開示を優先して開示することも可能としております。

また、決算短信等の英訳に時間を要する場合には、例えば「サマリー情報や財務諸表

等を同時開示し、後日そのほかの範囲を英文開示する」等の対応を検討することも認められます。

なお、英文開示は「日本語の開示参考訳」との位置づけになるため、内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外とされます。ただし、英文開示自体を行っていない場合は、公表措置など、規則違反に対する措置の対象になるとされております。

以上